

里親制度運営要綱（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 最終改正 令和 5 年 3 月 28 日）

第 3 里親制度の概要

2 里親登録又は認定の要件

都道府県知事は、養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、都道府県児童福祉審議会（法第 8 条第 1 項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴くこと。

また、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会（法第 8 条第 1 項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とする。以下同じ。）の意見を聴いて、要保護児童を委託する者として適当と認める者を親族里親として認定すること。〔法第 6 条の 4、政令第 2 9 条〕

また、里親登録又は認定の要件は、次のとおりであること。

(1) 養育里親

① 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。

〔省令第 1 条の 3 5 第 1 号〕

② 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）。〔省令第 1 条の 3 5 第 2 号〕

③ 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。〔法第 6 条の 4 第 1 号、省令第 1 条の 3 5 第 3 号〕

④ 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。〔法第 3 4 条の 2 0 第 1 項、政令第 3 5 条の 5〕

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律）又は政令第 3 5 条の 5 で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(2) 専門里親

【省略】

(3) 養子縁組里親

① (1) の①、②及び④のすべてに該当すること。

〔法第 3 4 条の 2 0 第 1 項、政令第 3 5 条の 5、省令第 3 6 条の 4 2 第 2 項第 1 号及び第 2 号〕

② 都道府県知事が実施する養子縁組里親研修を修了していること。〔省令第 3 6 条の 4 2 第 2 項第 3 号〕

(4) 親族里親

① (1) の①及び④に該当すること。〔省令第 3 6 条の 4 7〕

② 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。〔省令第 1 条の 3 9〕

③ 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

〔省令第 1 条の 3 9〕

長野県里親認定基準（令和7年4月1日適用）

【里親として、求められるもの】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに安心、安全な生活環境を提供し、子どもの権利擁護と最善の利益に配慮して養育する。 ○ 家庭養育の良さを活かしつつ、独自の子育て観を優先せず、他者からの助言に耳を傾け、関係機関と連携、協働できる。 ○ 子どもの健やかな成長のために積極的に研修を受け、必要な知識と養育技術の向上に努める。 			
	養育里親	養子縁組里親	親族里親
1 基本要件	(1) 子どもを養育するうえで、心身の健康上の支障がないこと。 (2) 子どもの養育について理解し、熱意があること。 (3) 子どもに思想・宗教を強要する恐れがないこと。 (4) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (5) 児童福祉法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (6) 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者でないこと。 (7) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。		(1)から(6)まで養育里親と同じ。 (7) 親族里親制度を利用しなければ、当該児童が児童養護施設等への入所措置を余儀なくされる状況であること。
2 家庭及び構成員の状況	(1) 家庭生活が円満に営まれていること。 (2) 親族が、子どもを受入れることに同意し協力的であること。 (3) 親族のうち常に介護が必要な者がいないこと。但し、介護が家族に負担にならず、委託された子どもの養育に影響を及ぼさない場合を除く。 (4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。 (5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。 ア 子どもを養育の経験があること、又は保健師、看護師、保育士等の資格を有していること。 イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。	(1)から(3)及び(5)は養育里親と同じ。 (4) 養育里親と同じ。ただし、特別養子縁組を希望する場合は、民法の特別養子縁組に関する規定によることとする。	(1)から(3)まで養育里親と同じ。
3 居住地の家屋状況及び	(1) 住居及び地域の環境が、児童の保健、教育、その他の福祉上適当なものであること。特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。 (2) 住居について、その広さは、原則として、居室が2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さ（3畳以上/人）が確保されているとともに、住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。		
4 動機	里親申込の動機が子どもの最善の福祉を目的とするものであること。		

※上記基準の解釈や補足説明等は、「長野県里親認定基準解説」による。

長野県里親認定基準解説

1 基本要件

(7) 経済的に困窮していないこと、かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。

<解説>

「経済的に困窮していないこと」を確認するため、申請書に記載する収入や資産、貯蓄に加え、負債（住宅ローンやその他借入金等）についても確認する。

2 家庭及び構成員の状況

(4) 年齢の上限を一律に設けることはしないが、健康状態、家計状況等から、養育可能であると判断できること。

<解説>

ア 里親申込者が概ね 25 歳以下の場合、児童養育の経験や児童福祉施設等での従事経験の有無を確認する。

イ 里親申込者が概ね 65 歳以上の場合、1 年以内に発行された健康診断書の提示等により、疾病等の状況を確認する。

(5) 里親申込者は、配偶者がいない場合には、次のどちらかの要件を満たしていること。

(略)

イ 起居を共にし、主たる養育者の補助者として子どもの養育に関わることができる、成人の親族等がいること。

<解説>

ア 親族以外の同居者については、その同居状態の安定性、継続性を十分に考慮したうえで、「成人の親族等」の「等」に含めることは差し支えない。

イ 「同居状態の安定性、継続性」については、必要に応じ住民票や各種証明書類等の提示を求めるとともに、同居に至った経緯や同居年数等を確認する。

(4) 養育里親同じ。ただし、特別養子縁組を希望する場合は、民法の特別養子縁組に関する規定によることとする。

<解説>

民法(明治 29 年 4 月 27 日号外法律第 89 号)

第 817 条の 4 25 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。

3 家庭家屋及び居住地の状況

(1) (略) 特に、新生児・乳幼児の養育に当たっては、健全な成長に支障となるものがないこと。

<解説>

「健全な成長に支障となるもの」については、受動喫煙等による新生児・乳幼児の成長への影響が大きいことを踏まえ、具体的な対応策を確認する。

(2) (略) 住宅用火災警報器の設置等による防火安全対策がとられていること。

<解説>

「住宅用火災警報器」とは、消防法施行令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をさし、防火安全対策については、消防法及び同法施行令等の適合状況を確認する。